



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                     |                                                                                                                     |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title               | ヨーロッパ近世刑事司法の中の魔女裁判：ハインリヒ・フォン・シュルトハイスの『詳細なる手引き』を手掛かりにして〔論文内容及び審査の要旨〕                                                 |
| Author(s)           | 前田，星                                                                                                                |
| Degree Grantor      | 北海道大学                                                                                                               |
| Degree Name         | 博士(法学)                                                                                                              |
| Dissertation Number | 甲第13419号                                                                                                            |
| Issue Date          | 2019-03-25                                                                                                          |
| Doc URL             | <a href="https://hdl.handle.net/2115/74041">https://hdl.handle.net/2115/74041</a>                                   |
| Rights(URL)         | <a href="https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/">https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/</a> |
| Type                | doctoral thesis                                                                                                     |
| File Information    | Hoshi_MAEDA_abstract.pdf, 論文内容の要旨                                                                                   |



学位論文題名

ヨーロッパ近世刑事司法の中の魔女裁判  
ーハインリヒ・フォン・シュルトハイスの『詳細なる手引き』を手掛かりにして

学位論文内容の要旨

本論文は近世ヨーロッパで行われた魔女裁判に対して、学識法曹と呼ばれる大学で法学を学んだ人々がいかなる影響を持ったのかということを明らかにし、従来の魔女迫害の像とは異なる一面を浮かび上がらせることを目的としている。

まず、序論においては現在の魔女研究の動向を提示し、本論文の目的と対象の設定理由を論じた。近年の魔女研究においては魔女迫害の唯一の原因を追及することは不可能であるという認識に至り、多層的な原因による魔女迫害の構造を明らかにしようという傾向が強くなってきている。そのような中で、法制史家による研究の少なさもあって、魔女裁判に関与した学識法曹たちについての研究は少なく、またその評価も定まっていない。しかしながら、魔女迫害が裁判の形を取ったという事からも、(とりわけ迫害を推進する側にあった)学識法曹は研究されるべき対象である。そのため、魔女迫害の苛烈であったケルン選帝侯領、その一部であるヴェストファーレン公領において魔女裁判を実際に指揮したハインリヒ・フォン・シュルトハイスを対象として、彼の主張する魔女裁判手続とその法理論を分析し、同時代の文献と比較することで彼を位置づけし、それによって新たな魔女迫害の一面を明らかにすることを本稿の目的とした。

続いて第1章において、後に続く議論のために、ケルン選帝侯領及びヴェストファーレン公領における魔女裁判の状況や、対象となるシュルトハイスの置かれていた状況、主たる史料として用いた『詳細なる手引き』(1634年)の内容や性質について説明を行った。

第2章においては、魔女術罪の例外犯罪性について論じた。魔女術が例外犯罪(通常の犯罪とは異なる特別な取り扱いをしようる犯罪)として見なされたことはすでに魔女研究においても知られていたが、例外犯罪論の法的効果を体系的に論じた研究はなく、例外犯罪として扱われることでどのような手続上の効果があるのかは必ずしも明瞭ではなかった。本章では例外犯罪論の法的効果を刑罰・処置に関する例外、手続に関する例外、裁判権に関する例外に分け、それぞれシュルトハイスのテキストを中心としながら確認した。結論として、シュルトハイスの例外犯罪論は一部(被告人の防御の権利の制限)を除いて、その大部分において近世の刑事法学者たちと枠組みを共有し(拷問の回数の上限、適格のない証人の許容)、またその議論の延長線上

にあった(死刑と財産没収の併科)と言える。例外犯罪論を被告人に対して最も不利なように解釈し展開した例が、シュルトハイスの手續であると言える。

第3章においては、魔女術罪の組織犯罪性について論じた。魔女が集団であるということも、それにより次々と仲間があぶり出されるということも、従来の研究で言及されていることではあるが、このような認識が具体的に手續のどのような場面において影響を与え、またそれをめぐってどのような議論があったのかということについては、具体的に考察されるべき課題であった。シュルトハイスの手續に関する記述を見てみると、尋問の描写においては当人の罪状の確認よりも、仲間の名前(魔術を教えられた相手、教えた相手、サバトで見かけた者など)を挙げさせることに、尋問の主眼が置かれていた。

また、魔女裁判においてこのような魔女による告発については、その信頼性をめぐって議論があった。つまり、共犯者の告発は証拠にならない、魔女が無実の者を陥れようとしている可能性がある、女性や子供であったり人類全体に対する敵意を持っていたりする魔女には証人適格がない、自白の撤回があった場合はどうするのかといった議論が展開されていた。これに対してシュルトハイスは例外犯罪論に言及しながら、刑事法学者たちによっても、共犯者の告発も通常は証人適格のない証人の証言も証拠となりうるということが認められていると述べる(ただし、シュルトハイスの主張では、一人の告発と別の徴表によっても拷問へ進みうる)。また、無実の者に対する危険については、慎重さや神の加護によって回避しようとしている(魔女術罪における宗教的要素)。自白の撤回については、彼は基本的に認めているが、その際に「悔悛」の有無による判断基準を設けている。つまり、「悔悛」した魔女の撤回は信じられ、そうでない者の撤回は信じられないというのである。この場合、いかにして「悔悛」したかどうかを判断するのが重要になるが、シュルトハイスはこの点を明記しておらず、しかし仮に魔女コミサールが判断し得たとするなら、極めて恣意的な判断基準になり得たと思われる。以上のように、本章においては魔女術が組織犯罪であるという認識から大量裁判に至る、その手續理論的な背景を確認した。

第4章においては、魔女術罪に含まれる宗教的な要素について論じた。従来、法制史研究において魔女裁判が等閑視される原因の一つであった魔女術罪における宗教的な要素であるが、本章ではその手續理論上の効果を明らかにすることを目的として、シュルトハイスのテキストに見られる「悪魔の存在」と「魂の救済」という要素を扱った。まず、悪魔の存在についてであるが、魔女による超自然的な現象の原因は悪魔との契約にあると考えられていた。そのため、悪魔にできる事がすなわち魔女にできる事であった。このため、悪魔の能力は魔女の供述の信憑性に関わることであった。この点(悪魔は肉体を持つか、魔女と性交するのか、魔女は空を飛ぶことができるか、悪魔は幻覚を見せることができるか等)についても近世においては様々な批判があったが、シュルトハイスの意見は概ね当時の悪魔学者たちの意見を踏襲し、かつ批判を受けとめた内容となっている。とりわけ幻覚については、悪魔が魔女に幻覚を見せる可能性を認めつつ(それ故に魔女は被害者であるという批判があった)、これを利用して魔女の供述

間の食い違いを無視しうるという主張もしている。悪魔の存在は他にも裁判の迅速化と、魔女術罪の例外的取り扱いの正当化の根拠としても用いられている。

次に魂の救済については、当局の側には臣民の魂の救済に配慮する責任があるとシュルトハイスは述べている。このことは当局が魔女を訴追し、また魔女コミサールが尋問されている魔女に仲間の名前を挙げるよう、熱心に勧めることに繋がっていた。魔女が罪を悔いることなく、悪魔との盟約の中で死ねば、彼女らは魂の救済を得られないからである。他方で、「悔悛」した魔女が自らの魂の救済を気にかけるという理由で、その供述は信頼できるとされる。同様の主張が、子供(魔女)の魂の救済を気にかける親(魔女)の場合にも主張されている。このように、魔女術罪における宗教的な要素は、裁判手続の肝要な部分に作用して、手続的保障や証明のハードルなどを無効化するという効果を持っていた。

終章においては、これまでの議論を再度確認し、総括するとともに、更なる研究への展望を示している。全体を通して、シュルトハイスは概ね近世の刑事法の議論に沿った議論を展開しており、また批判なども受けとめた上で反駁したり慎重さを示したりしている。彼はその中でしかし、魔女を迫害する側として最大限魔女に不利な手続を主張しているのである。そして彼は被告人の防御の権利の制限や魔女術罪における宗教的要素について、悪魔学者たちからの影響も大きく受けている。刑事法学者たちの議論に比べて、シュルトハイスの理論においてはこのような要素の比重が重く、法学のみならず神学や悪魔学の知識を動員しながら迫害を理論づけていく、魔女裁判の専門家としての側面が良く見てとれる。

以上の事を明らかにしたが、一方で比較検討の範囲が一部の人々に留まってしまったこと、実務との関係を明らかにする事が出来なかったことなどは、本研究に残された課題と言える。とりわけ、理論的研究は実務と対照されることによって一層その意義が際立つため、そのような実務記録との関係は今後の課題としたい。他方で、本研究の成果は魔女術のみならず、近世の刑事司法一般へのフィードバックが可能であると考ええる。本研究をもとに、今後は近世の刑事司法および刑事法学に関する法史的研究へと発展させていく予定である。